

## 議題 1（委員会決裁事項（規則第 3 条第 6 号））

### 知事からの意見聴取に対する回答の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により知事から意見を求められた令和 5 年 6 月定例府議会に提出された次の議案について、大阪府教育委員会事務決裁規則第 5 条に基づき教育長が代決により異議がない旨を回答した。

この代決を、大阪府教育委員会事務決裁規則第 7 条第 2 項に基づき承認する。

令和 5 年 6 月 26 日

大阪府教育委員会

#### ○予算案

- 1 令和 5 年度大阪府一般会計補正予算（第 2 号）の件（教育委員会関係部分）

#### ○条例案

- 1 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例一部改正の件
- 2 職員の特殊勤務手当に関する条例及び大阪府警察職員の特殊勤務手当に関する条例一部改正の件
- 3 大阪府附属機関条例一部改正の件
- 4 大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等一部改正の件
- 5 大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例一部改正の件

#### <参考>

○大阪府教育委員会事務決裁規則  
（事務の専決及び代決）

第 5 条 第 3 条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

(専決した事項等の報告)

第7条 (略)

2 第5条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。

## 教育庁 令和5年度一般会計補正予算案（第2号）の概要

一般会計	第2号補正予算額	7億5,545万6千円
	補正前予算額	5,444億5,000万円
	補正後予算額	5,452億 545万6千円

### 〔 一 般 会 計 〕

上段 補正額  
 中段 補正前予算額  
 下段 補正後予算額

事業名	事業費	事業内容 の説明
学 校 給 食 費 等 支 援 事 業 費	5億9,961万2千円 0円 5億9,961万2千円	令和5年度に限り、学校給食を実施している大阪府立学校に通う幼児児童生徒の保護者等の負担となっている学校給食費等を4月分から3月分まで全額無償とすることで、物価高騰等に直面する子育て世代等への支援を図る。
私 立 学 校 光 熱 費 高 騰 対 策 支 援 事 業 費	1億556万円 0円 1億556万円	光熱費や教材費などの高騰により学校運営に影響を及ぼしていることから、教育の質を維持し低下を招かないために、学校設置者への支援を行う。
公 の 施 設 運 営 費	5,028万4千円 0円 5,028万4千円	公の施設における電気・ガス代の高騰対策及び将来の光熱費を低減するため、照明のLED化工事を行う。

私立学校に関する事業であるため協議の対象外

○条例案

番号	件名	概要
1	非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例一部改正の件	<p>外国語指導助手の期末手当について、支給を行わないこととする。</p> <p>施行日：公布の日</p>
2	職員の特殊勤務手当に関する条例及び大阪府警察職員の特殊勤務手当に関する条例一部改正の件	<p>国家公務員について、新型コロナウイルス感染症への対処業務に従事した場合の特殊勤務手当に係る規定が改められたことに伴い、同趣旨の改正を行う。</p> <p>施行日：公布の日</p>
3	大阪府附属機関条例一部改正の件	<p>大阪府立学校いじめ防止対策審議会の名称を大阪府立学校いじめ防止対策等審議会に改正するとともに、担任する事務を追加する等の改正を行う。</p> <p>施行日：公布の日</p>
4	大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等一部改正の件	<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（省令）等の改正により、規定の整備（条項ずれ是正等）を行う。</p> <p>施行日：公布の日</p> <p>〔関係条例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例ほか4条例</li> </ul>
5	大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例一部改正の件	<p>公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正に伴い、府立学校の学校医等の公務災害に係る補償基礎額を改正する。</p> <p>施行日：公布の日</p>

大阪府条例第 号

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第五条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の二第二項第一号に掲げる職員(以下「第五条適用職員」という。)に係る期末手当は、職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例(昭和二十九年大阪府条例第四十五号。以下「期末勤勉手当条例」という。)第二条第一項に規定する基準日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する第五条適用職員(規則で定める職員を除く。以下この条において同じ。)のうち、基準日の属する年の四月一日から基準日までを開始される第五条適用職員としての任用の期間及び規則で定める任用の期間を合算した期間(任用の期間が重複する場合は、重複する期間のいずれか一の期間を合算する。)が六箇月以上である職員(勤務時間が一週当たり十五時間三十分未満である者を除く。)に対して、それぞれ期末勤勉手当条例第二条第二項に規定する支給日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した第五条適用職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第五条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の二第二項第一号に掲げる職員(以下「第五条適用職員」という。)に係る期末手当は、職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例(昭和二十九年大阪府条例第四十五号。以下「期末勤勉手当条例」という。)第二条第一項に規定する基準日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する第五条適用職員のうち、基準日の属する年の四月一日から基準日までを開始される第五条適用職員としての任用の期間及び規則で定める任用の期間を合算した期間(任用の期間が重複する場合は、重複する期間のいずれか一の期間を合算する。)が六箇月以上である職員(勤務時間が一週当たり十五時間三十分未満である者を除く。)に対して、それぞれ期末勤勉手当条例第二条第一項に規定する支給日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した第五条適用職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大阪府条例第 号

職員の特殊勤務手当に関する条例及び大阪府警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第二条 職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十年大阪府条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (防疫等作業手当の特例)</p> <p>職員が、特定新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二条第二号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第十五条第一項に規定する政府対策本部が設置されたもの(人事委員会規則で定めるものに限る。)をいう。)から府民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務であつて人事委員会規則で定めるものに従事したときは、第九条の規定にかかわらず、防疫等作業手当を支給する。</p> <p>3 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、千五百円(緊急に行われた措置に係る業務であつて、心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定めるものに従事した場合にあつては、四千円)を超えない範囲内において、人事委員会規則で定める額とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第九条第二項第一号に規定する感染症のうち、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下同じ。)に関する業務に従事したときの防疫等作業手当は、同号の規定にかかわらず、職員が、次に掲げる業務に従事したときに支給する。</p> <p>一 新型コロナウイルス感染症の患者又は新型コロナウイルス感染症にかかっている疑いのある者に接する業務</p> <p>二 新型コロナウイルス感染症の病原体が付着し、又は付着している疑いのある物の処理</p> <p>三 新型コロナウイルス感染症の病原体の検査又は培養のため当該病原体を取り扱う業務</p> <p>四 新型コロナウイルス感染症の患者が療養を行っている施設における連絡調整に関する業務</p> <p>五 新型コロナウイルス感染症の患者の身体に接触して行う業務</p> <p>六 新型コロナウイルス感染症の患者又は新型コロナウイルス感染症にかかっている疑いのある者に長時間にわたり接する業務</p> <p>3 前項の防疫等作業手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 前項第二号から第四号までに掲げる業務に従事した日一日につき三千円。ただし、当該業務が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務(以下「深夜業務」という。)であるときは、その勤務一回につき三千円。</p> <p>二 前項第五号及び第六号に掲げる業務に従事した日一日につき四千円。ただし、当該業務が深夜業務であるときは、その勤務一回につき四千円。</p> <p>4 第二項第二号から第四号までに掲げる業務のいずれかに従事した日(当該業務が深夜業務</p>

である場合にあつては、一回の勤務の勤務時間)において、同項第五号又は第六号に掲げる業務にも従事した場合については、同項第五号又は第六号に掲げる業務に従事した場合にのみ該当するものとして防疫等作業手当を支給する。

(大阪府警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第二条 大阪府警察職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十年大阪府条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1―6 (略)</p> <p>〔特定新型コロナウイルス等に係る捜査等業務手当等の特例〕</p> <p>7 職員が、第三条第一項各号、第四条第二項各号、第五条第一項各号、第八条第一項第二号、第十二条第二項又は第二十条第一項に規定する業務(以下「支給対象業務」という。)に従事した場合において、特定新型コロナウイルス等(新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二条第一号に規定する新型コロナウイルス等で、当該新型コロナウイルス等に係る同法第十五条第一項に規定する政府対策本部が設置されたもの(人事委員会規則で定めるものに限る。)をいう。以下同じ。)に関する業務であつて人事委員会規則で定めるものに従事したときは、第三条から第五条まで、第八条、第十二条又は第二十条の規定にかかわらず、捜査等業務手当、交通取締手当、警ら手当、特別救助等手当、看守手当又は少年補導手当を支給する。</p> <p>8 第三条第一項に定めるもののほか、職員が、次に掲げる業務のうち、人事委員会規則で定めるものに従事したときは、捜査等業務手当を支給する。</p> <p>一 特定新型コロナウイルス等の患者又は特定新型コロナウイルス等にかかっている疑いのある者に接する業務</p> <p>二 特定新型コロナウイルス等の病原体が付着し、又は付着している疑いのある物の処理</p> <p>三 前二号に掲げる業務のほか、特定新型コロナウイルス等に関する業務</p> <p>9 前三項の手当の額は、業務に従事した日</p> <p>一日につき、千五百円(心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定めるものに従事した場合にあつては、四千円)を超えない範囲内において、人事委員会規則で定める額とする。ただし、職員のうち支給対象業務に従事し、第三条から第五条まで、第</p>	<p>附 則</p> <p>1―6 (略)</p>

八条、第十二条又は第二十条の規定により支給する手当の支給対象となる職員に対する附則第七項の手当の額が、第三条第二項、第四条第二項、第五条第二項、第八条第二項第二号若しくは第三項、第十二条第二項又は第二十条第二項に規定する手当の額（以下「捜査等業務手当等の額」という。）に達しない場合にあつては、当該職員に対する附則第七項の手当の額は、捜査等業務手当等の額とする。

## 附 則

### （施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第二条の規定による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「新職員特殊勤務手当条例」という。）及び第一条の規定による改正後の大阪府警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「新警察職員特殊勤務手当条例」という。）の規定は、令和五年五月八日から適用する。

### （内払）

- 2 新職員特殊勤務手当条例を適用する場合においては、第二条の規定による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて令和五年五月八日以後の分として支給された防疫等作業手当は、新職員特殊勤務手当条例の規定による防疫等作業手当の内払とみなす。
- 3 新警察職員特殊勤務手当条例を適用する場合においては、第二条の規定による改正前の大阪府警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて令和五年五月八日以後の分として支給された捜査等業務手当、交通取締手当、警ら手当、特別救助等手当、看守手当又は少年補導手当（以下「捜査等業務手当等」という。）は、新警察職員特殊勤務手当条例の規定による捜査等業務手当等の内払とみなす。

大阪府条例第 号

大阪府附属機関条例の一部を改正する条例

大阪府附属機関条例（昭和二十七年大阪府条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第二（第二条関係）		別表第二（第二条関係）	
一（略）	一（略）	一（略）	一（略）
名称 (略)	担任する事務 (略)	名称 (略)	担任する事務 (略)
大阪府障害者自立支援協議会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第八十九条第八項に規定する事項並びに同法第八十九条の三の規定による障害者等への支援の体制についての調査審議及び関係機関等の相互の連絡調整に関する事務	大阪府障害者自立支援協議会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第八十九条第七項に規定する事項並びに同法第八十九条の三の規定による障害者等への支援の体制についての調査審議及び関係機関等の相互の連絡調整に関する事務
二（略）	二（略）	二（略）	二（略）
名称 (略)	担任する事務 (略)	名称 (略)	担任する事務 (略)
大阪府立学校いじめ防止対策等審議会	府立学校の児童及び生徒に係るいじめ防止対策推進法第十四条第三項に規定するいじめの防止等のための対策についての調査審議及び同法第二十八条第二項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査に関する事務並びに学校生活に起因する府立学校の児童及び生徒の自殺又は自殺未遂があった場合（その疑いがある場合を含む。）に係る事実関係を明確にするための調査に関する事務	大阪府立学校いじめ防止対策審議会	府立学校の児童及び生徒に係るいじめ防止対策推進法第十四条第三項に規定するいじめの防止等のための対策についての調査審議及び同法第二十八条第二項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査に関する事務
三・四（略）	三・四（略）	三・四（略）	三・四（略）

この条例は、公布の日から施行する。

大阪府条例第 号

大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等  
の一部を改正する条例

(大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大阪府条例第百三三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給付金として支払を受けた金銭の管理)</p> <p>第十七条 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所している児童に係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和三十二年厚生省令第六十三号。以下「令」という。)第十二条の二に規定する<del>こども</del>家庭庁長官が定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。)を次に掲げるところにより管理しなければならない。</p> <p>一 一四 (略)</p>	<p>(給付金として支払を受けた金銭の管理)</p> <p>第十七条 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所している児童に係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和三十二年厚生省令第六十三号。以下「令」という。)第十二条の二に規定する<del>こども</del>厚生労働大臣が定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。)を次に掲げるところにより管理しなければならない。</p> <p>一 一四 (略)</p>
<p>(乳児院の長の資格等)</p> <p>第三十条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、令第二十二條の二第一項に規定する<del>こども</del>家庭庁長官が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は令第二十二條の二第二項第四号に規定する<del>こども</del>家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したものであるもの</p> <p>イ 一八 (略)</p>	<p>(乳児院の長の資格等)</p> <p>第三十条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、令第二十二條の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は令第二十二條の二第二項第四号に規定する<del>こども</del>厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したものであるもの</p> <p>イ 一八 (略)</p>
<p>2 乳児院の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための令第二十二條の二第二項に規定する<del>こども</del>家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>(母子生活支援施設の長の資格等)</p> <p>第三十八条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、令第二十七條の二第二項に規定する<del>こども</del>家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、母子生活</p>	<p>2 乳児院の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための令第二十二條の二第二項に規定する<del>こども</del>厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>(母子生活支援施設の長の資格等)</p> <p>第三十八条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、令第二十七條の二第二項に規定する<del>こども</del>厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援</p>

支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一 一三 (略)

四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、第三十条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は令第二十七条の二第二項第四号に規定することも家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したものの

2 母子生活支援施設の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための令第二十七条の二第二項に規定することも家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(保育の内容)

第四十九条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、令第三十五条に規定する内閣総理大臣が定める指針に従う。

(児童養護施設の長の資格等)

第五十九条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、令第四十二条の二第一項に規定することも家庭庁長官が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一 一三 (略)

四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、第三十条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は令第四十二条の二第二項第四号に規定することも家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したものの

2 児童養護施設の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための令第四十二条の二第二項に規定することも家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(職員)

第六十八条 (略)

一 一五 (略)

六 児童発達支援管理責任者(障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者)として令第四十九条第二項に規定することも家庭庁長官が定めるものをいう。以下同じ。

2 | 15 (略)

(職員)

第八十二条 (略)

一 一七 (略)

施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一 一三 (略)

四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、第三十条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は令第二十七条の二第二項第四号に規定する厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したものの

2 母子生活支援施設の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための令第二十七条の二第二項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(保育の内容)

第四十九条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、令第三十五条に規定する厚生労働大臣が定める指針に従う。

(児童養護施設の長の資格等)

第五十九条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、令第四十二条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一 一三 (略)

四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、第三十条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は令第四十二条の二第二項第四号に規定する厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したものの

2 児童養護施設の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための令第四十二条の二第二項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(職員)

第六十八条 (略)

一 一五 (略)

六 児童発達支援管理責任者(障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者)として令第四十九条第二項に規定する厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。

2 | 15 (略)

(職員)

第八十二条 (略)

一 一七 (略)

八 日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他令第六十三條第二項に規定する~~こども~~家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には、看護職員

2 | 11 (略)

(児童心理治療施設の長の資格等)

第九十三條 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、令第七十四條第二項に規定する~~こども~~家庭庁長官が指定する者が行う児童心理治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一 一三 (略)

四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、第三十條第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は令第七十四條第一項第四号に規定する~~こども~~家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの

2 児童心理治療施設の長は、二年に二回以上、その資質の向上のための令第七十四條第二項に規定する~~こども~~家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(児童自立支援施設の長の資格等)

第一百條 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、~~こども~~家庭庁組織規則(令和五年内閣府令第三十八号)第十六條に規定する人材育成センター(以下「人材育成センター」という。)が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一 一四 (略)

2 児童自立支援施設の長は、二年に二回以上、その資質の向上のための令第八十一條第二項に規定する~~こども~~家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

八 日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他令第六十三條第二項に規定する~~厚~~生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には、看護職員

2 | 11 (略)

(児童心理治療施設の長の資格等)

第九十三條 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、令第七十四條第二項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う児童心理治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一 一三 (略)

四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、第三十條第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は令第七十四條第一項第四号に規定する厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

2 児童心理治療施設の長は、二年に二回以上、その資質の向上のための令第七十四條第二項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(児童自立支援施設の長の資格等)

第一百條 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、~~厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第三号)第六百二十一~~條に規定する人材育成センター(以下「人材育成センター」という。)が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一 一四 (略)

2 児童自立支援施設の長は、二年に二回以上、その資質の向上のための令第八十一條第二項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二條 大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大阪府条例第四百四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(従業者の員数)            第六条 (略)            2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員(日常生活を営むに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、<sup>かくたん</sup>喀痰吸引その他令第五条第二項に規定することも家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。            一 二三 (略)            3 一 九 (略)</p>	<p>(従業者の員数)            第六条 (略)            2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員(日常生活を営むに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、<sup>かくたん</sup>喀痰吸引その他令第五条第二項に規定する厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。            一 二三 (略)            3 一 九 (略)</p>
<p>(通所利用者負担額の受領)            第二十四条 (略)            2・3 (略)            4 前項第二号に掲げる費用については、令第十三条第四項に規定することも家庭庁長官が定めるところによるものとする。            5・6 (略)</p>	<p>(通所利用者負担額の受領)            第二十四条 (略)            2・3 (略)            4 前項第二号に掲げる費用については、令第十三条第四項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。            5・6 (略)</p>
<p>(通所利用者負担額の受領)            第六十一条 (略)            2・3 (略)            4 前項第二号に掲げる費用については、令第六十条第四項に規定することも家庭庁長官が定めるところによるものとする。            5・6 (略)</p>	<p>(通所利用者負担額の受領)            第六十一条 (略)            2・3 (略)            4 前項第二号に掲げる費用については、令第六十条第四項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。            5・6 (略)</p>

(大阪府指定障害児入所施設の指定並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第三条 大阪府指定障害児入所施設の指定並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大阪府条例第百五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入所利用者負担額の受領)            第十八条 (略)            2・3 (略)</p>	<p>(入所利用者負担額の受領)            第十八条 (略)            2・3 (略)</p>

4	前項第三号に掲げる費用については、令第十七条第四項に規定することも家庭庁長官が定めるところによるものとする。
5・6	(略)
	(給付金として支払を受けた金銭の管理)
	第三十二条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の設定者が障害児に係る令第三十一条第一項に規定することも家庭庁長官が定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「障害児に係る金銭」という。)を次に掲げるところにより管理しなければならない。
	一―四 (略)

4	前項第三号に掲げる費用については、令第十七条第四項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
5・6	(略)
	(給付金として支払を受けた金銭の管理)
	第三十二条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の設定者が障害児に係る令第三十一条第一項に規定する厚生労働大臣が定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「障害児に係る金銭」という。)を次に掲げるところにより管理しなければならない。
	一―四 (略)

(大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第四条 大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大阪府条例第百七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(従業者の配置の基準)</p> <p>第六条 指定居宅介護の事業を行う者(以下「指定居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この章において「指定居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(指定居宅介護の提供に当たる者として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第五条第一項の規定によりことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節において同じ。)の員数は、常勤換算方法で、二・五以上とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第八条 前一条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、<u>重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する第六条第二項中「ことも家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(従業者の配置の基準)</p> <p>第四十五条 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス(以下この節において「基準該当居宅</p>	<p>(従業者の配置の基準)</p> <p>第六条 指定居宅介護の事業を行う者(以下「指定居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この章において「指定居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(指定居宅介護の提供に当たる者として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第五条第一項の規定により厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節において同じ。)の員数は、常勤換算方法で、二・五以上とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第八条 前一条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。</p> <p>(従業者の配置の基準)</p> <p>第四十五条 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス(以下この節において「基準該当居宅</p>

介護」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当居宅介護事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下この節において「基準該当居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(基準該当居宅介護の提供に当たる者として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第四十四条第一項の規定により子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節において同じ。)の員数は、三以上とする。

2 (略)

(運営に関する基準)

第四十九条 (略)

2 第五条第二項から第四項まで並びに第四節(第二十二條第二項、第二十三條、第二十四條第二項、第二十八條、第二十三條、第二十六條の二及び第四十四條を除く。)並びに第四十五條から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十条第二項中「第二十二條」とあるのは「第四十九條第一項において準用する第三十二條」と、第二十一條第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十九條第二項において準用する次条第二項」と、第二十四條第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第四十九條第二項において準用する第二十二條第二項」と、第二十六條第二号中「次条第一項」とあるのは「第四十九條第二項において準用する次条第二項」と、第三十一條第三項中「第二十七條第一項」とあるのは「第四十九條第二項において準用する第二十七條第二項」と、第三十二條中「第三十六條第二項」とあるのは「第四十九條第二項において準用する第三十六條第二項」と、第四十八條第二項第二号中「第四十五條第二項」とあるのは「第四十九條第二項において準用する第四十五條第二項」と、同条第二項中「次条第一項」とあるのは「次条第二項」と読み替えるほか、重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する場合に限り、第四十五條中「子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第五十六条 (略)

2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を行った際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項に規定する主務大臣の定めるところにより算定した額の支払を受けることとする。

3 15 (略)

介護」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当居宅介護事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下この節において「基準該当居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(基準該当居宅介護の提供に当たる者として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第四十四条第一項の規定により厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節において同じ。)の員数は、三以上とする。

2 (略)

(運営に関する基準)

第四十九条 (略)

2 第五条第二項から第四項まで並びに第四節(第二十二條第二項、第二十三條、第二十四條第二項、第二十八條、第二十三條、第二十六條の二及び第四十四條を除く。)並びに第四十五條から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十条第二項中「第二十二條」とあるのは「第四十九條第一項において準用する第三十二條」と、第二十一條第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十九條第二項において準用する次条第二項」と、第二十四條第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第四十九條第二項において準用する第二十二條第二項」と、第二十六條第二号中「次条第一項」とあるのは「第四十九條第二項において準用する次条第二項」と、第三十一條第三項中「第二十七條第一項」とあるのは「第四十九條第二項において準用する第二十七條第二項」と、第三十二條中「第三十六條第二項」とあるのは「第四十九條第二項において準用する第三十六條第二項」と、第四十八條第二項第二号中「第四十五條第二項」とあるのは「第四十九條第二項において準用する第四十五條第二項」と、同条第二項中「次条第一項」とあるのは「次条第二項」と読み替えるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第五十六条 (略)

2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を行った際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額の支払を受けることとする。

3 15 (略)

(利用者負担額に係る管理)

第五十七条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が行う指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項に規定する主務大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額(以下この条において「利用者負担額等合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(従業者の配置の基準)

第百十四条 (略)

- 2 (略)
- 3 前項のサービス提供責任者は、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第百二十七条第三項の規定によりこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるものでなければならない。
- 4 (略)

附 則

1-5 (略)

(指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合に関する特例)

6 第百九十九条第三項及び第二百二条の八第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であつて、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令(平成二十六年厚生労働省令第五号)第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和六年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

7 第百九十九条第三項及び第二百二条の二の七第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又

(利用者負担額に係る管理)

第五十七条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が行う指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額(以下この条において「利用者負担額等合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(従業者の配置の基準)

第百十四条 (略)

- 2 (略)
- 3 前項のサービス提供責任者は、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第百二十七条第三項の規定により厚生労働大臣が定めるものでなければならない。
- 4 (略)

附 則

1-5 (略)

(指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合に関する特例)

6 第百九十九条第三項及び第二百二条の八第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であつて、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成二十六年厚生労働省令第五号)第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和六年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

7 第百九十九条第三項及び第二百二条の二の七第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又

又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令第三条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和六年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

一・二二 (略)

8 | 11 (略)

は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第三条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和六年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

一・二二 (略)

8 | 11 (略)

(大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第五条 大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例（平成十八年大阪府条例第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(認定要件)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>一 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成二十六年文部科学省告示第二号。以下「告示」という。）第一の一に規定する幼稚園型認定こども園（以下「幼稚園型認定こども園」という。） 次のいずれかに該当する施設</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(認定要件)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>一 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成二十六年文部科学省告示第二号。以下「告示」という。）第二の一に規定する幼稚園型認定こども園（以下「幼稚園型認定こども園」という。） 次のいずれかに該当する施設</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大阪府条例第 号

大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例（昭和四十二年大阪府条例第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第三条関係）					別表（第三条関係）				
医師、歯科 医師又は 薬剤師と しての経 験年数	五年未満	五年以上 〇年未満	〇年以上 五年未満	略	医師、歯科 医師又は 薬剤師と しての経 験年数	五年未満	五年以上 〇年未満	〇年以上 五年未満	略
学校医及 び学校歯 科医の補 償基礎額	六、三四〇 円	八、〇八五 円	九、六四〇 円	略	学校医及 び学校歯 科医の補 償基礎額	六、二四五 円	八、〇〇三 円	九、六〇八 円	略
学校薬剤 師の補償 基礎額	五、三四〇	六、三三〇	六、九二五	略	学校薬剤 師の補償 基礎額	五、二六三	六、二四〇	六、九〇〇	略
備考（略）					備考（略）				

附 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和四年四月一日から適用する。

（適用区分）

- 新条例別表の規定は、令和四年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。